

総 務 部

令和8年（2026年）8月25日調製

定例会提出予定案件資料

ページ

- 1 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく
債務の免除に関する条例および函館市公営企業の設置等に関する
条例の一部を改正する条例の骨子（総務部所管分） 1～2
- 2 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の骨子 3～4

- 1 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例および函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の骨子（総務部所管分）

- (1) 条例改正の理由

地方自治法の一部改正に伴い規定を整備するため

- (2) 条例改正の内容

ア 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正（第1条関係）

第3条中「第243条の2の8」を「第243条の2の9」に改める。

イ 函館市公営企業の設置等に関する条例の一部改正（第2条関係）
企業局所管のため略

- (3) 条例の施行期日

令和8年9月24日

**昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく
債務の免除に関する条例 新旧対照表 【第1条関係】**

現 行	改 正 案
(職員の賠償責任に基づく債務の免除) 第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8</u>（地方公営企業法（昭和27 年法律第292号）第34条において読み替えて 準用する場合を含む。）の規定による職員 の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7 日前における事由によるものは、将来に向 かつて免除する。	(職員の賠償責任に基づく債務の免除) 第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9</u>（地方公営企業法（昭和27 年法律第292号）第34条において読み替えて 準用する場合を含む。）の規定による職員 の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7 日前における事由によるものは、将来に向 かつて免除する。

2 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 条例改正の理由

市長および競輪事業部に関する事務を担当する副市長の令和8年10月分の給料月額を減額するため

(2) 条例改正の内容

ア 市長および競輪事業部に関する事務を担当する副市長に対して、令和8年10月分として支給する給料の月額は、本則の規定にかかわらず、本則に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。（附則第14項）

イ 退職手当の額の算定の基礎となる給料月額については、アの規定は、適用しない。（附則第15項）

(3) 条例の施行期日

令和8年10月1日

特別職の職員の給与等に関する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
附 則 1 ～13 (略) (新設) (新設) <u>14</u> 当分の間、第1条第1号に掲げる職員の退職手当の額は、第4条第2項から第4項までの規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、その額に100分の3.37を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。	附 則 1 ～13 (略) <u>14</u> 令和8年10月1日において市長および副市長（競輪事業部に関する事務を担当する副市長に限る。）の職にある者に対して同年10月分として支給する給料の月額、第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。 <u>15</u> 第4条第2項に規定する退職手当の額の算定の基礎となる給料月額については、前項の規定は、適用しない。 <u>16</u> (略)